

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	広島県、広島県庄原市		
計画期間	(H20度 ~ H22度)	総事業費(交付金)	(111,000千円(61,050千円))
実施期間	(H20度 ~ H24度)		
	(H20度 ~ H22度)		
	(H20度 ~ H24度)		118,700千円(64,900千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		本事業の導入により、本地区の定住を維持し、活性化が図られるものである。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		「庄原農業振興地域整備計画書」(H18.6)の農用地等保全整備計画及び新市合併建設計画に本地区の整備は位置付けられており、各種関連制度・施策との連携等が図られていると判断する。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		深石地区自治会で地域住民の合意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか		前述の深石地区自治会が推進にあっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		目標は定住戸数の維持であり、事業活用活性化計画目標は法人経営を確かなものとするための集積としており、整合性が確保されていると判断する。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間、実施期間とも3年としており、支援交付金実施要綱第3の3及び要領第3の1に照らして適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		(事業費111,000千円のうち61,050千円(55%)、事務費2,330千円のうち1,165千円(50%)であり、限度額範囲内である。) 事業費118,700千円のうち64,900千円(55%)、事務費2,490千円のうち1,245千円(50%)であり、限度額範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		本地区は、自力若しくは他の補助事業による実施中又は既に完了した施設等を切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		最も短い耐用年数は舗装(アスファルト)の10年であり、5年以上のものである。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		本地区は前年度から費用対効果分析に着手していたため、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」ではなく、従前の通知により適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		従前の通知により算定した結果、投資効率は1.12 1.0である。農業経営高度化支援については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により1.0と見なしている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		受益面積7.0haで、担い手への農地利用集積等が見込まれ、事業実施主体は庄原市であることから実施要綱等に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	-	
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		事業費については、土地改良工事積算基準により適正に算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか		客土に伴う残土については、地区内の道路工盛土として利用する計画としており、コスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか		計画は地元の意向を反映しており、農道拡幅のため用地買収の伴う区間については、地権者から内諾を得ている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		合併特例債を活用し事業を行うものであり、適切な資金計画を行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		整備後の道水路施設における草刈・泥揚げなどの管理については、従来どおり受益者による賦役管理で合意を得ている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	